

大阪府地域福祉推進審議会 地域福祉支援計画推進分科会設置要綱

(設置目的)

第1条 大阪府地域福祉支援計画を円滑に推進するとともに、市町村における地域福祉計画に基づく事業の推進及び先進的な取組みの普及・拡大を図ること等により、府内の地域福祉の向上を図ることを目的として、大阪府地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）に地域福祉支援計画推進分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 大阪府地域福祉支援計画の策定に関すること
- 二 大阪府地域福祉支援計画の進行・管理・評価に関すること
- 三 市町村の地域福祉活動に係る評価、助言に関すること
- 四 その他地域福祉の推進に関すること

(構成)

第3条 分科会は、審議会規則第6条第二項の規定により指名された委員及び専門委員で構成する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、審議会の会長が指名する分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

2 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 分科会長は分科会の会務を掌理し、分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

4 分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会又は分科会の議決により、審議会の決議としないことができる。

7 緊急に決定する必要がある事項について分科会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、分科会長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

(部会)

第5条 分科会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、分科会に属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから分科会長が指名する委員がこれに当たる。

4 分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって分科会の決議とすることができる。

5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を分科会に報告する。

6 前四項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。